本庄市水道事業審議会 会長 小林 猛 様

本庄市長 吉田 信解

本庄市水道事業の健全な経営について (諮問)

本庄市水道事業審議会条例(平成18年条例第179号)第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

## 1. 諮問事項

- (1) 適正な水道料金について
- (2) 本庄市水道事業基本計画の中間見直しについて

## 2. 答申期日

- (1) 令和6年3月31日まで
- (2) 令和7年7月30日まで

## 3. 諮問の趣旨

本庄市水道事業は平成30年3月に策定した本庄市水道事業ビジョンに掲げる「安全」、「強靭」及び「持続」の3つの取組の実現を目指して、事業を推進してきました。水道は市民生活や社会基盤に欠かすことのできない重要なライフラインであるにも関わらず、本市の水道施設は全国的に見ても老朽化が進んでおり、災害時における断水事故等の発生も危惧されるところであります。

先般の答申において求められているように、この状況を打開するためには、 財政的な経営基盤の強化が必要であり、早急に適切な料金の見直しを実施することや本庄市水道事業アセットマネジメント計画を基に本庄市水道事業基本計画を見直し、事業経営に反映させることで、更なる経営の効率化等の自助努力を継続することが必須であります。

つきましては、今後の水道事業の健全な経営に資するため、適正な水道料金 及び本庄市水道事業基本計画の中間見直しに関して、それぞれ上記の期日を めどに貴審議会の意見を伺います。